資料７－２

泊発電所３号炉審査資料	
資料番号	DB34-9　r.13.1
提出年月日	令和5年9月29日

泊発電所３号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
（設計基準対象施設等）
比較表

第34条　緊急時対策所

令和５年９月

北海道電力株式会社

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊３号炉まとめ資料の変更状況(2017 年３月以降)

1−1) 設計方針・運用・体制などを変更し，まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯３／４号炉まとめ資料と比較した結果，変更したもの　：なし

b. 女川２号炉まとめ資料と比較した結果，変更したもの　：下記１件

・プルーム通過時に緊急時対策所の居住性を確保するために必要な機器であるため，緊急時対策所内の圧力計を SA 設備とした。

c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果，変更したもの　：なし

d. 当社が自主的に変更したもの　：下記２件

・緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率特性から線源がなくても最大 0.002mSv/h を示す可能性があり，空気供給装置加圧の判断基準が 0.001mSv/h では加圧を誤判断する可能性があること，また，万一，緊急時対策所内へ希ガスが流入した際は瞬時に線量率が急上昇することを踏まえ，他社の判断基準を参考に緊急時対策所可搬型エリアモニタによる緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準を「0.001mSv/h」から「0.1mSv/h」に変更した。(2.4 換気設備及び加圧設備について)

・屋外のモニタリング設備による緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準（５mGy/h）は，モニタリングポスト，モニタリングステーション並びに海側及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの他，可搬型モニタリングポストによる代替測定の基本設置場所（モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近）を対象に，３号炉原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線の線量率が最も高くなるモニタリングポスト７の設置場所の線量率（約 3.5mSv/h）を基に設定していた。しかし，本加圧判断は全ての屋外のモニタリング設備を対象としている方針を踏まえると，可搬型モニタリングポストによるアクセスルート上の代替測定場所も含め当該線量率が最も高くなる場所の線量率を基に判断基準を設定するのが適切である。このため，当該線量率が最も高くなるモニタリングステーションのアクセスルート上の代替測定場所の線量率が約 28mGy/h になること，また，プルーム通過時の線量率が 100mGy/h 以上になることを踏まえ，判断基準を「５mGy/h」から「30mGy/h」に変更した。(2.4 換気設備及び加圧設備について)

1−2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが，まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

a. 大飯３／４号炉まとめ資料と比較した結果，変更したもの　：なし

b. 女川２号炉まとめ資料と比較した結果，変更したもの　：下記２件

・緊急体制（原子力防災体制）については技術的能力 1.0 において整理されているが，緊急時対策所での活動における基本事項であることから，資料の充実が必要と判断し追加した。(5.6 緊急体制について)

・緊急時対策所の照明設備の設置状況の記載を追記及び照明消灯時の運営方法について，乾電池内蔵型照明（ワークライト及びヘッドライト）を設置し必要な照度を確保できることを追記した。

c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果，変更したもの　：下記７件。

・発電所入構者の避難誘導方法について誰がどのように行うか記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて)

・発電所外への放射性物質の拡散抑制のために必要な緊対所の要員について対応班ごとの役割及び必要人数について整理し資料を追加した。(5.5 緊急時対策所の要員とその運用について)

・迅速な判断を可能とするため，プルーム通過後に空気供給装置による加圧を停止し空気浄化設備へ切り替える追加条件として，緊急時対策所の付近に設置するモニタリングポストの線量率を 0.5mGy/h（0.5mSv/h として換算し，仮に７日間被ばくし続けたとしても 100mSv を超えることのない値）に設定した。(2.4 換気設備及び加圧設備について)

・有効性評価の事象進展の判断に用いるパラメータと ERSS へ伝送されるパラメータの関係について整理した資料を追加した。(5.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて)

・平日勤務時間中の初動体制時に対応する要員に関する記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて)

・緊急時対策所内に必要なスペースについて休憩等を考慮してもスペースが確保されていることの資料を追加した。(2.1 建物及び収容人数)

・プルーム通過時に緊急時対策所にとどまる要員以外の構外への一時避難場所について記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて)

d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1−3) バックフィット関連事項

・有毒ガス防護対策

2. まとめ資料との比較結果の概要

2−1）設備名称・用語等の相違（以下については，相違理由欄に差異理由を記載しない）

No.	大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	備考
1	３号炉及び４号炉中央制御室	中央制御室	中央制御室	大飯は複数号炉の同時申請のため対象の中央制御室が２つである。泊は３号炉単独のため号炉の記載はしない。
2	身体サーベイエリア	サーベイエリア	スクリーニングエリア	名称の相違 ・チェンジングエリア内にある要員の汚染検査を行うエリアを示しているものであり，各社相違はない。
3	（記載なし）	下足エリア	靴着脱エリア	
4	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい	設備名称の相違
5	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	設備名称の相違
6	可搬式モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	設備名称の相違
7	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所非常用送風機	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	設備名称の相違
8	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所非常用フィルタ装置	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	設備名称の相違
9	空気供給装置	緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）	空気供給装置（空気ボンベ）	設備名称の相違
10	微粒子フィルタ	高性能エアフィルタ	微粒子フィルタ	設備名称の相違
11	よう素フィルタ	チャコールエアフィルタ	よう素フィルタ	設備名称の相違
12	（記載なし）	差圧計	圧力計	設備名称の相違 ・女川は緊急時対策所内と建屋内の別エリアとの差圧，泊は緊急時対策所内と屋外との差圧を測定しているが，どちらも緊急時対策所内の正圧を維持し，放射性物質の流入防止を行うために必要な設備であるため，「設備名称の相違」に分類する。
13	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	設備名称の相違 ・大飯，女川は酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。 ・泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を１つの計器で測定する。 ・設備が持つ機能に相違はないため，「設備名称の相違」に分類する。
14	緊急時対策所情報収集設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	設備名称の相違
15	安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）	データ収集装置	データ収集計算機	設備名称の相違
16	安全パラメータ伝送システム	SPDS 伝送装置	ERSS 伝送サーバ	設備名称の相違
17	ＳＰＤＳ表示装置	SPDS 表示装置	データ表示端末	設備名称の相違
18	電源車（緊急時対策所用）	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
19	タンクローリー	タンクローリ	可搬型タンクローリー	設備名称の相違
20	衛星電話（固定）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	設備名称の相違
21	衛星電話（携帯）	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違
22	（記載なし）	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違
23	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	設備名称の相違
24	運転指令設備	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。）	運転指令設備（警報装置を含む。）	設備名称の相違
25	加入電話	局線加入電話設備	加入電話設備	設備名称の相違
26	多様性拡張設備	自主対策設備	自主対策設備	記載名称の相違
27	放射線管理班	放射線管理班	放管班	組織名称の相違

2−2）設備または設計方針の相違（以下については，相違理由欄に相違 No. を記載する）

No.	項目	大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	備考（相違理由等）
①	緊急時対策所の構成の相違	緊急時対策所は，緊急時対策所建屋内に設ける。 【柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される設計とする。 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は５号炉原子炉建屋に設置する設計とする。	緊急時対策所は，緊急対策室及び SPDS 室から構成され，緊急時対策建屋に設置する。	緊急時対策所は，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され，それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m に設置する。	泊は，緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し，緊急対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。主な活動場所を分割することで要員の緊急時対策所への入退室の動線や多数の要員の会話による本部内指示又は現場への指示に係る会話の輻輳を避けることができる。緊急時対策所指揮所では指揮命令に専念・集中でき，緊急時対策所待機所では多数の会話により発生する喧騒を低減することで，厳しい現場環境下で活動する現場要員の安全と休息を確保する場所とし，再出動時に向け十分な休息ができる環境を整えることができる。 【緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し，要員の収容場所としている点は，柏崎６／７号炉の緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）と同様】 また，緊急時対策所には電力保安用通信設備や運転指令設備等の通信連絡設備に加え，指揮所・待機所間専用の通信連絡設備として，インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）（本項目⑧参照）を設置することにより，待機所の現場要員は居室を往来することなく本部要員からの指揮命令を受け取り，現場要員から指揮所に収容する本部要員への報告事項を伝達することが可能であり，確実な指揮命令系統の維持及び円滑なコミュニケーションができるようにしている。
②	可搬型気象観測設備の有無	記載なし	記載なし	可搬型気象観測設備	泊は第 19 回審査会合（H25．9．12）で受けた指摘に対し，H25. 10. 22 の回答でプルーム通過方向の把握のため緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置することとした。具体的には空気供給装置による緊急時対策所内の加圧から可搬型空気浄化装置への切替えの判断材料の参考として，プルームの方向が緊急時対策所方面か否かの確認に可搬型気象観測設備を使用する。
③	緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	大飯３／４号炉は，重大事故等発生時にも自治体等への通報連絡を行うことができる設備として緊急時衛星通報システムを設置しているが，泊では衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）にてその機能を充足するため，重大事故等に対処可能であると判断している。 （緊急時衛星通報システムは，泊３号炉を含めた他プラントでは設置していない。）
④	携行型通話装置の記載	携行型通話装置	記載なし	記載なし	大飯３／４号炉は，緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが，泊３号炉は，衛星電話設備を配備することで機能を充足するため，重大事故等に対応可能と判断している。 （緊急時対策所の通信連絡手段としていないのは女川と同様。）
⑤	（欠番）				
⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料のくみ上げ	記載なし	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	泊３号炉は，ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として，タンクローリー付きの給油ポンプによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と，３号炉建屋内ルートにホースを敷設し燃料油移送ポンプを使用して燃料を汲み上げる手段の２つの手段を整備することにより，燃料補給するための複数のルートを確保している。
⑦	燃料タンクの配備	燃料油貯蔵タンク 重油タンク	軽油タンク 緊急時対策所軽油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク（ＳＡ）	・大飯３／４号炉は，燃料補給用として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており，７日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。 ・女川２号炉は，緊急時対策所軽油タンクを配備しており，７日間以上連続給電が可能としている。 ・泊３号炉は，ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（ＳＡ）（女川２号炉の軽油タンクに相当する設備）に７日間以上重大事故等対処設備の運転可能な備蓄量を確保しており，定期的又はプルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでプルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。 （ディーゼル発電機燃料と合わせて重大事故等時に必要な燃料を保管すること及びタンクローリーを用いた燃料補給は大飯３／４号炉と同様）

2−2）設備または設計方針の相違（以下については，相違理由欄に相違 No. を記載する）

No.	項目	大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	備考（相違理由等）
⑧	指揮所・待機所間の連絡手段	記載なし	記載なし	インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は，指揮所，待機所間を往来することなく，十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置しており，指揮所の本部要員から手順に係る指示，活動場所の線量等量率，アクセスルートの状況，火災発生状況等の活動場所の現場環境情報の伝達，また待機所の現場要員からの現場活動結果の報告をインターフォン又はテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を利用し会話や画像等で図示しながらの情報のやり取りをすることで要員の情報連携が可能である。 （指揮所・待機所間の連絡手段としてテレビ会議システムを配備しているプラントは泊３号炉のみ。インターフォンについては高浜，大飯（旧緊対所）と同様）
⑨	空調設備の設置場所	緊急時対策所非常用空気浄化ファン，緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ボンベ）を緊急時対策所近傍に設置する。	緊急時対策所非常用送風機，緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）を緊急時対策建屋内に設置する。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン，可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ボンベ）を空調上屋に設ける。 空調上屋は２棟あり，それぞれ指揮所及び待機所に隣接して設置する。	大飯３／４号炉は屋外に空調設備を設置しているが，泊３号炉及び女川２号炉は，屋内に設置している。 泊３号炉は空調設備専用の建屋（空調上屋），女川２号炉は緊急時対策建屋に設置しているという違いはあるものの，屋内に設置していることで空調設備を風雪等の外部事象から防護できるという点は同様である。
⑩	電源構成	非常用母線からの受電が喪失した場合は，緊急時対策所の代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）を起動する。同形式の電源車（緊急時対策所用）は３台配備し，多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また，緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ），安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を２台配備し，多重性を確保している。	緊急時対策所用高圧母線Ｊ系を有し，通常時は２号炉の非常用高圧母線から受電する。 代替電源としてガスタービン発電機または電源車（緊急時対策所用）により給電し，多様性を有する。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。同形式の緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し，多重性を有している。また，３号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機，ERSS 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，全交流動力電源喪失時において，代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊３号炉の通信連絡設備は設置許可基準規則第 35 条からの要求である「常時使用できること」を満足するため通常時，泊３号炉の非常用低圧母線から受電している。 また，緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯についても３号炉非常用低圧母線から受電する設計としている。 泊３号炉の通信連絡設備等を除く緊急時対策所の電源は，通常時は泊１号又は２号炉の所内常用母線から受電している。１号若しくは２号炉所内常用母線の電源喪失時又は３号炉非常用低圧母線の電源喪失には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 （非常用母線及び常用母線から受電できる電源系統構成は東海第二と同様。）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由

2−2）設備または設計方針の相違（以下については，相違理由欄に相違 No. を記載する）

No.	項目	大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	備考（相違理由等）
⑪	安全パラメータ表示システム（SPDS）の構成	３４条記載 ■必要な情報を把握できる設備 （緊急時対策所情報収集設備） ・安全パラメータ表示システム ・安全パラメータ伝送システム ・SPDS 表示装置	３４条記載 ■必要な情報を把握できる設備 （安全パラメータ表示システム） ・データ収集装置 ・SPDS 伝送装置 ・SPDS 表示装置	34 条記載 ■必要な情報を把握できる設備 （安全パラメータ表示システム（SPDS）） ・データ収集計算機 ・ERSS 伝送サーバ ・データ表示端末	・安全パラメータ表示システム（SPDS）のシステム設計の相違により，泊は表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが，女川は表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。 ・女川２号炉と泊３号炉で，機器構成，設置位置に相違があるが，緊急時対策所におけるデータ表示の機能及び ERSS への伝送機能に相違はない。 ・なお，大飯３／４号炉と泊３号炉で，機器構成，設置位置，設備の役割は同じ。 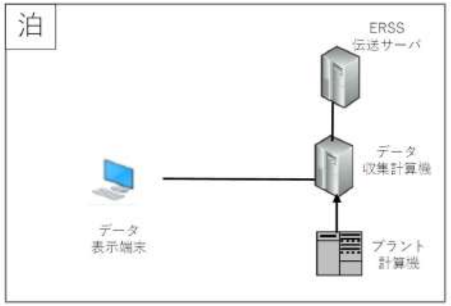 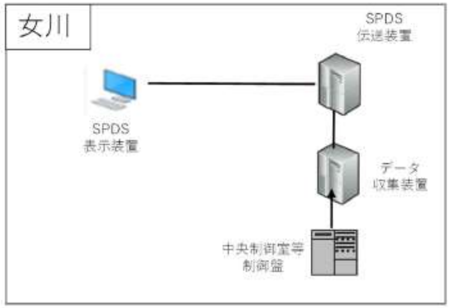
⑫	無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備（固定型）	記載なし	・女川２号炉で中央制御室及び緊急時対策所に設置している無線連絡設備（固定型）は，泊３号炉では設置していないが，衛星電話設備（固定型）にてその機能を充足するため，重大事故等に対処可能と判断している。（大飯３／４号炉，伊方３号炉と同様）
⑬	衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備（FAX）	・緊急時対策所に設置する加入電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX）とともに利用することで緊急時対策所内からの通報連絡や社内外関係者との連絡に多様性を持たせるため，緊急時対策所に衛星電話設備（FAX）を設置し利用可能としている。（柏崎と同様）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由

2－3）緊急時対策所の記載に係る相違（以下については，相違理由欄に相違 No. を記載する）

No.	柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉	泊発電所３号炉	備考（相違理由等）
①	・緊急時対策所 ・５号炉原子炉建屋内緊急時対策所	・緊急時対策所	・柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉の緊急時対策所として申請している対象を明確化するため，「５号炉原子炉建屋内緊急時対策所」とし，対象を明確化している。 ・泊発電所３号炉では，号炉，建物を区別する必要がないことから「緊急時対策所」と記載する。（女川２号炉と同様） ・設置許可基準規則要求事項に対する設計方針を示す場合，手順や資料名称等を示す場合には「緊急時対策所」と記載する。 ・全体的な場所を示すときは「緊急時対策所」とする。（説明自体が指揮所又は待機所のある箇所を特定して説明するものではない場合）
②	・５号炉原子炉建屋内緊急時対策所	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・電源設備，チェンジングエリアについては，柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉の「対策本部」と「待機場所」で同一のものを使用することから，「５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが，泊発電所３号炉では指揮所用と待機所用にそれぞれ設置する構成であり設備構成が異なることから，２つを同時に説明する場合に「及び」で併記する。 ・通信連絡設備については，柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉では，「対策本部」に設置又は保管しており，対策本部と待機場所の区別をせず「５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが，泊３号炉では，指揮所と待機所それぞれに設置している設備もあり設備構成がことなることから，２つ同時に説明する場合は「及び」で併記する。
		・緊急時対策所指揮所	・泊発電所３号炉の安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ表示端末については，緊急時対策所指揮所のみに設置していることから，データ表示端末の具体的な設置場所を示す場合には，「緊急時対策所指揮所」と記載する。
③	・５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） ・５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） （単に「対策本部」及び「待機場所」と記載する場合を含む。）	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 ・緊急時対策所指揮所 ・緊急時対策所待機所	・設備設置場所の記載において，同一仕様の設備が指揮所及び待機所に設置又は保管されている場合は，「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と記載する。 ・柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉では，「対策本部」と「待機場所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が異なるため，説明時に「対策本部」と「待機場所」に章を分割している場合があるが，泊発電所３号炉は「指揮所」と「待機所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が同じため章分けはせず，「及び」で併記する。 ・泊発電所３号炉は，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の２棟から構成する設計であり，設備の具体的な設置場所，保管場所，操作場所等，指揮所又は待機所のいずれかの棟が該当する場合，「緊急時対策所指揮所」，「緊急時対策所待機所」と，その場所を特定して記載する。 ・居住性に係る被ばく評価において，柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉では対策本部の評価を代表として行っているため対策本部のみ記載している箇所について，泊発電所３号炉では，指揮所と待機所それぞれの評価を行っているため，同一の条件等を記載するときは「及び」で併記し，条件が異なる場合は書き分ける。 ・柏崎刈羽原子力発電所６／７号炉においても，対策本部又は待機場所を具体的に示す場合には「５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」，「５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	第34条：緊急時対策所	第34条：緊急時対策所	
	＜目次＞	＜目 次＞	
	1. 基本方針	1. 基本方針	
	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
		(1)位置，構造及び設備	
		(2)安全設計方針	
		(3)適合性説明	
	1.3 気象等	1.3 気象等	
	1.4 設備等	1.4 設備等	
	2. 緊急時対策所について	2. 緊急時対策所について	
	2.1 緊急時対策所	2.1 緊急時対策所	
	2.2 必要な情報を把握できる設備	2.2 必要な情報を把握できる設備	
	2.3 通信連絡設備	2.3 通信連絡設備	
	2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計	2.4 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	
	3. 別添		
	別添１ 緊急時対策所について（被ばく評価除く）	別添１ 泊発電所３号炉 緊急時対策所(補足説明資料)	【女川】 ・資料名称の相違
		3. 運用，手順説明資料	
	別添２ 運用，手順説明資料 緊急時対策所	別添２ 泊発電所３号炉 運用，手順説明資料 緊急時対策所	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
＜概 要＞	＜概 要＞	＜概 要＞	
	１．において，設計基準事故対処設備の設置許可基準規則，技術基準規則の要求事項を明確化するとともに，それら要求に対する女川原子力発電所２号炉における適合性を示す。 ２．において，設計基準事故対処設備について，追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。 ３．において，追加要求事項に適合するための運用，手順等を抽出し，必要となる対策等を整理する。	1.　において，設計基準事故対処設備の設置許可基準規則，技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに，それら要求に対する泊発電所３号炉における適合性を示す。 2.　において，設計基準事故対処設備について，追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備，運用等について説明する。 3.　において，追加要求事項に適合するための運用，手順等を抽出し，必要となる対策等を整理する。	【女川】 ・名称の相違（申請プラント名称の相違。以降，同様の記載箇所については，相違理由記載を省略する。）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 緊急時対策所について，設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条において，追加要求事項を明確化する。設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項を，第1.1－1表に示す。	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 緊急時対策所について，設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条において，追加要求事項を明確化する。設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項を，第1.1－1表に示す。	

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 34 条　緊急時対策所

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	第 1.1－1 表　「設置許可基準規則」第 34 条及び「技術基準規則」第 46 条要求事項（下記表１）	第 1.1-1 表 設置許可基準規則第 34 条及び技術基準規則第 46 条要求事項（下記表２）	【女川】 ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第 34 条）に伴い，有毒ガス防護に対する要求事項を記載。

表１（女川原子力発電所２号炉）

第 1.1－1 表　「設置許可基準規則」第 34 条及び「技術基準規則」第 46 条要求事項

設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）	技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）	備考
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	変更なし

表２（泊発電所３号炉）

第 1.1-1 表 設置許可基準規則第 34 条及び技術基準規則第 46 条要求事項

設置許可基準規則 第 34 条(緊急時対策所)	技術基準規則 第 46 条(緊急時対策所)	備　考
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 ２　緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 （解釈） １ 第２項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。 ２　緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。 （解釈） １ 第４６条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、 所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。	追加要求事項

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（下表参照）	【女川】 ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第34条）に伴い，有毒ガス防護に対する要求事項を記載。

設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所)	技術基準規則 第46条(緊急時対策所)	備　考
	２　第２項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記－９）」によること。	追加要求事項

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
１．基本方針 1.1 要求事項に対する整合性 （１）位置、構造及び設備 ロ．発電用原子炉施設の一般構造 A．３号炉 （３）その他の主要な構造 （ｉ）本原子炉施設は、（１）耐震構造、（２）耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 ａ．設計基準対象施設 （ac）緊急時対策所 発電用原子炉施設には、１次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ａ．設計基準対処施設 (ac)緊急時対策所 発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，対策本部と待機場所から構成する５号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置，構造及び設備 ロ．発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 （ｉ）本発電用原子炉施設は，(1)耐震構造，(2)耐津波構造に加え，以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ac) 緊急時対策所 発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置，構造及び設備 ロ．発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 （ｉ）本発電用原子炉施設は，(1)耐震構造，(2)耐津波構造に加え，以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 ａ．設計基準対象施設 (ac) 緊急時対策所 発電用原子炉施設には，１次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所から構成する緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	【女川】 ・記載表現の相違 【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由

【参考】既許可発電プラントと泊発電所における特定された（スクリーニング評価対象の）敷地内外固定源及び敷地内可動源の有無並びに敷地内可動源への対応について

	東海第二，島根 先行 PWR３社	女川	柏崎	泊
敷地内固定源	あり	なし		なし （女川，柏崎と同様）
敷地内可動源	あり	なし	あり	あり （東海第二等，柏崎と同様）
敷地内可動源への対応	スクリーニング評価を実施せず，漏洩時の防護措置を講じる	対応なし	スクリーニング評価を実施	スクリーニング評価を実施せず，漏洩時の防護措置を講じる （東海第二等と同様）
敷地外固定源	あり （美浜，玄海はなし）	あり		なし

大飯発電所３／４号炉

【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】

緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。

また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。

固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。

可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。

【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】

緊急時対策所（EL. 32m）は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。

また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。

固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。

有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は，適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

女川原子力発電所２号炉

【女川原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】

緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。

また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。

固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。

可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。

【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】

緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。

また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。

固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。

有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理及び運用管理を適切に実施する。

泊発電所３号炉

バックフィットの有毒ガスの範囲

緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。

また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。

固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。

相違理由

バックフィットの有毒ガスの範囲については，有毒ガス補足説明資料比較表と同様に，東海第二と伊方と比較するが，特定された敷地内固定源と敷地内可動源の有無及び敷地内可動源に対する漏洩時の防護措置の実施有無に応じた方針とする必要があることから，女川と柏崎の記載を参照する。以下同様。

⇒泊は，現時点において，特定された敷地内固定源なし，敷地内可動源ありであるため，有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては，可動源を除き女川，柏崎と同様に，設計の方針を記載する。また，敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を講じするため，東海第二等と同様の方針とする。

【伊方】
・記載表現の相違

【東海第二，伊方】
・設備の相違
有毒ガスに係る調査の結果，現時点においては，スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため，スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
			（有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては，可動源を除き女川，柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については，東海第二等と同様の方針とする）
緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
チ．放射線管理施設の構造及び設備 A．３号炉 （１）屋内管理用の主要な設備の種類 （ⅰ）放射線監視設備 原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内、燃料取扱場所等の管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率を監視、測定するために、エリアモニタリング設備、プロセスモニタリング設備、放射線サーベイ設備を設ける。 エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタについては、使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とするとともに代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録することができる格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設置する。 さらに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する。 空冷式非常用発電装置は、「ヌ．(2)(ⅳ) 代替電源設備」に記載する。 エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備 （一部３号及び４号炉共用） 一式 放射線サーベイ設備（３号及び４号炉共用） 一式 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） （「放射線監視設備」及び「計装設備」と兼用） 個 数 2 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） （「放射線監視設備」及び「計装設備」と兼用） 個 数 2 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。			【大飯】 ・記載方針の相違 「チ．放射線管理施設の構造及び設備」は，SA設備に関する記載であることから，女川との差異も含めて６１条にて記載し，比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
［可搬型重大事故等対処設備］ 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ 個 数 2（３号及び４号炉共用の予備1） 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（３号及び４号炉共用） 個 数 1（予備1） 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（３号及び４号炉共用） 個 数 1（予備1） （iii）遮蔽設備 b．緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ［常設重大事故等対処設備］ 緊急時対策所遮蔽（３号及び４号炉共用）　一式 （iv）換気設備 b．緊急時対策所換気設備 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 また、緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。 ［可搬型重大事故等対処設備］ 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（３号及び４号炉共用） 台　数１（予備 2） 容 量 約 40m³/min 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（３号及び４号炉共用） 型　式　微粒子フィルタ／よう素フィルタ 基 数 1（予備 2） 容　量　約 40m³/min 効　率 単体除去効率 99.97%以上（0.15μm 粒子）／95%以上			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
総合除去効率 99.99%以上（0.7μm 粒子）／99.75%以上 空気供給装置（３号及び４号炉共用） 型　式　空気ボンベ 本　数　一式 B．４号炉 ３号炉に同じ。ただし共用設備は除く。			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
ヌ．その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 Ａ．３号炉 （３）その他主要な事項 （vi）緊急時対策所 １次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を３号炉及び４号炉中央制御室以外の場所として緊急時対策所建屋内に設置する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，対策本部と待機場所から構成する５号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	ヌ．その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3)　その他の主要な事項 （vi）　緊急時対策所 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所は，緊急対策室及びSPDS室から構成され，緊急時対策建屋に設置する設計とする。	ヌ．その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 （vi）緊急時対策所 １次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所は，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され，それぞれ独立した建屋として敷地高さT.P.39mに設置する設計とする。	【女川】 ・記載表現の相違 原子炉を冷却する系統を泊では「１次冷却系統」と称している。 （大飯同様） 【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違） 【女川】 ・設計の相違（相違理由①）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。 また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。	【女川原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。 また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。		
【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所（EL. 32m）は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。 また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は，適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。	【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ，固定型源及び可動源を特定する。 また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ，評価条件を設定する。 固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理及び運用管理を適切に実施する。	バックフィットの有毒ガスの範囲 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ，固定源及び可動源を特定する。 また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。	【伊方】 ・記載表現の相違 【東海第二，伊方】 ・設備の相違 有毒ガスに係る調査の結果，現時点においては，スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため，スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。 （有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては，可動源を除き女川，柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については，東海第二等と同様の方針とする）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	【大飯】・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。			【女川】・記載表現の相違
また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム及びＳＰＤＳ表示装置を設置する設計とする。	また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために，データ収集装置，SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。	また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために，データ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。	【大飯】・名称の相違 大飯は，名称が相違するが，設置箇所，設備構成は泊と同様。
また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内ＴＶ会議システムを設置又は保管する設計とする。	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために，送受話器（ページング）（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，局線加入電話設備，専用電話設備，無線連絡設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために，運転指令設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設），社内テレビ会議システム，加入電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設），専用電話設備，無線連絡設備，移動無線設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを設置又は保管する。	【大飯】【女川】 ・記載方針の相違 泊は本文五号（チ．以降）及び添付書類八（３．以降）のうち，共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言），設備一覧等に共用を記載する方針のため。 【女川】・泊発電所３号炉の移動無線設備は，緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。 【大飯】【女川】 ・設備の相違（相違理由⑧）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動Ssによる地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに，緊急時対策所は，基準津波の影響を受けない設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに，緊急時対策所は，基準津波の影響を受けない設計とする。	【大飯】【女川】 ・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計とするとともに，緊急時対策所は，基準津波の影響を受けない設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）
地震及び津波に対しては、「ロ．(1)(ⅱ)重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ．(2)(ⅱ)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。 また、緊急時対策所の機能に係る設備は、３号炉及び４号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、３号炉及び４号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、３号炉及び４号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	地震及び津波に対しては，「ロ(1)(ⅱ)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ⅱ)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。 また，緊急時対策所の機能に係る設備は，中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。	地震及び津波に対しては，「ロ(1)(ⅱ)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ⅱ)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。 また，緊急時対策所の機能に係る設備は，中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。	【大飯】 ・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 また，緊急時対策所の機能に係る設備は，中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。			
緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。	緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。	【大飯】 ・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	重大事故等が発生し，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果，対策要員の汚染が確認された場合は，対策要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	重大事故等が発生し，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果，対策要員の汚染が確認された場合は，対策要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 重大事故等が発生し，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，対策要員が５号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）
重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。 重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。	重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調系，緊急時対策所加圧設備，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを設ける。	重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮へい，可搬型空気浄化装置，空気供給装置，酸素濃度・二酸化炭素濃度計，可搬型モニタリングポスト，緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型気象観測設備を設ける。	【大飯】 ・記載表現の相違 【女川】【大飯】 ・設計の相違（相違理由②） 【大飯】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後７日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が７日間で100mSvを超えない設計とする。	緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が７日間で100mSvを超えない設計とする。	
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後７日間で100mSvを超えない設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後７日間で100mSvを超えない設計とする。	緊急時対策所遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の気密性，緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が７日間で100mSvを超えない設計とする。	緊急時対策所指揮所遮へい及び緊急時対策所待機所遮へいは，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の気密性，可搬型空気浄化装置及び空気供給装置の機能とあいまって，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる要員の実効線量が７日間で100mSvを超えない設計とする。	【大飯】【女川】 ・記載表現の相違 【女川】【大飯】 ・設計の相違（相違理由①）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所遮蔽として，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が７日間で100mSvを超えない設計とする。 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の実効線量が７日間で100mSvを超えない設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3③の相違）
緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後７日間で100mSvを超えない設計とする。	緊急時対策所換気空調系として，緊急時対策所非常用送風機は，非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 また，緊急時対策所加圧設備は，プルーム通過時において，緊急時対策所等を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。	可搬型空気浄化装置として，可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは，可搬型空気浄化装置配管を介して緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 また，空気供給装置は，プルーム通過時において，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。	【女川】・設計の相違（相違理由①） 女川は必要な設備を緊急時対策所等（緊急時対策室，SPDS室，緊急時対策エリア用空調機械室）に配備しており，これらのエリアを正圧化する。 泊は必要な設備を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備しており，これらのエリアを正圧化する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所換気空調設備として，対策本部の可搬型陽圧化空調機は，仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，高気密室を陽圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 待機場所の可搬型陽圧化空調機は，仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，待機場所を陽圧化することにより，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3③の相違） 【大飯】 ・記載方針の相違 （女川審査実績の反映）
なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。			
緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。	緊急時対策所は，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。	緊急時対策所は，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに空気供給装置による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ，可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を保管する設計とする。	【女川】【大飯】 ・設備の相違（相違理由②）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに５号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。			【柏崎】記載方針の相違（2−3①の相違）
緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。	緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	【大飯】・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。	安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。	安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。	【大飯】・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに５号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）
緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム及びＳＰＤＳ表示装置を設置する設計とする。 原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。		安全パラメータ表示システム（SPDS）として，事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し，緊急時対策所指揮所で表示できるよう，データ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末を設置する設計とする。 原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機，ERSS伝送サーバ及び緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末については，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。	【女川】・記載充実（大飯参照） 【大飯】・記載表現の相違 【大飯】 ・設備名称の相違
緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。	緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線連絡設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線連絡設備，衛星電話設備，インターフォン，テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	【大飯】・記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】【女川】 ・設計の相違（相違理由⑧）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線連絡設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）
重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。 緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。			
緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。	緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，代替電源設備からの給電が可能な設計とする。	緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，代替電源設備からの給電を可能な設計とする。	【大飯】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	常設の代替電源設備は，常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機２台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク，軽油タンク及びタンクローリを有しており，軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが，プルーム通過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して７日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。		【女川】 ・設計の相違（相違理由⑩）
全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。 【比較のため「島根２号炉３４条別添１　2.2 電源設備」より引用】 緊急時対策所用発電機は，１台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，１台故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため，合計２台を配備する設計とする。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，１台で５号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，燃料補給時の切替えを考慮して，２台を１セットとして使用することに加え，予備を３台保管することで，多重性を有する設計とする。	可搬の代替電源設備は，緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）１台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。 電源車（緊急時対策所用）使用時には電源車（緊急時対策所用）１台が必要負荷に対して７日間（168時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため，プルーム通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。	緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに，電源供給するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所用に１台及び緊急時対策所待機所用に１台，故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に１台及び緊急事対策所待機所用に１台の合計４台を配備する設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所用に２台及び緊急時対策所待機所用に２台の合計４台が，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して７日間（168時間）以上連続運転が可能なように定期的又はプルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため，プルーム通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。	【女川】 ・設計の相違（相違理由①，⑦，⑩） 泊は緊急時対策所指揮所，緊急時対策所待機所それぞれに発電機を設置することから必要台数に相違がある。また，発電機専用の燃料タンクを接続していないことから，可搬型タンクローリーを用いて燃料が枯渇する前に給油を行う手順を整備し，運用する。（島根と同様） 【柏崎】・記載方針の相違（2－3②の相違）
電源車（緊急時対策所用）は、１台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて３台保管することで、多重性を有する設計とする。	ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。	緊急時対策所用発電機を予備も含めて８台保管することにより緊急時対策所の電源は多重性を有する設計とする。	【女川】 ・設計の相違 女川は常設のガスタービン発電機と可搬型の電源車により電源の多様性を確保する設計に対し，泊３号炉は可搬型設備の緊急時対策所用発電機を複数台保管することで多重性を確保する設計としている。
緊急時対策所遮蔽は、「チ．(1)(ⅲ)遮蔽設備」に記載する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の遮蔽は，チ，(1)，(ⅴ)遮蔽設備にて記載する。	緊急時対策所の遮蔽については，「チ(1)(ⅴ)遮蔽設備」にて記載する。	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の遮蔽については，「チ(1)(ⅲ)遮蔽設備」にて記載する。	【大飯】【女川】 ・記載表現の相違 【柏崎】・記載方針の相違（2－3③の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
緊急時対策所換気設備は、「チ．(1)(iv)換気設備」に記載する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は，チ,(1),(vi)換気空調設備にて記載する。	緊急時対策所の換気設備については，「チ(1)(vi) 換気空調設備」にて記載する。	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の換気設備については，「チ(1)(iv) 換気設備」にて記載する。	【柏崎】・記載方針の相違（2－3③の相違）
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、「チ．(1)(ｉ)放射線監視設備」に記載する。	緊急時対策所可搬型エリアモニタについては，「チ(1)(iii)放射線監視設備」にて記載する。	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所可搬型エリアモニタについては，「チ(1)(ii)放射線監視設備」にて記載する。	
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト，並びに５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは，チ,(1),(iii)放射線監視設備にて記載する。	可搬型モニタリングポストについては，「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。	可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については，「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。	【女川】【大飯】 ・設備の相違（相違理由②） 【柏崎】・記載方針の相違（2－3③の相違）
	安全パラメータ表示システム（SPDS），衛星電話設備，無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については，「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」にて記載する。	安全パラメータ表示システム（SPDS），衛星電話設備，無線連絡設備，テレビ会議システム（指揮所・待機所間），インターフォン及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については，「ヌ(3)(viii)通信連絡設備」にて記載する。	【女川】 ・設備の相違 （相違理由⑧）
空冷式非常用発電装置は、「ヌ．(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	ガスタービン発電機については，「ヌ(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。	代替非常用発電機については，「ヌ(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。	【女川】 ・設備の相違 （相違理由⑩）
	送受話器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	運転指令設備（警報装置を含む。） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
	局線加入電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	加入電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	【女川】 ・記載方針の相違 泊は本文五号（チ．以降）及び添付書類八（3．以降）のうち，共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言），設備一覧等に共用を記載する方針のため。
	電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	電力保安通信用電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
		移動無線設備 （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	【女川】・泊発電所３号炉の移動無線設備は，緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。
	社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
	専用電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	専用電話設備 （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
［常設重大事故等対処設備］	［常設重大事故等対処設備］ 緊急時対策所遮蔽 （「チ(1)(ｖ)遮蔽設備」と兼用） 一式	［常設重大事故等対処設備］ 緊急時対策所指揮所遮へい （「チ(１)(ⅲ)遮蔽設備」と兼用） 一式 緊急時対策所待機所遮へい （「チ(１)(ⅲ)遮蔽設備」と兼用） 一式	
	（比較のため後段に再掲する。） 緊急時対策所非常用送風機 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 台 数 1 （予備１） 容 量 約1,000m³/h 緊急時対策所非常用フィルタ装置 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 基 数 1 （予備１） 容 量 約1,000m³/h		
	差圧計 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 個 数 1	圧力計 （「チ(１)(ⅳ)換気設備」と兼用） 個　数　緊急時対策所指揮所用　1 緊急時対策所待機所用　1	【女川】 ・設計の相違 泊は指揮所，待機所にそれぞれ設置することから個数が異なる。（以降，同様な差異については相違理由記載を省略する。）
	ガスタービン発電機 （「ヌ(2)(ⅳ)代替電源設備」と兼用） 台 数 2 容 量 約4,500kVA（１台当たり） ガスタービン発電設備軽油タンク （「ヌ(2)(ⅳ)代替電源設備」と兼用） 基 数 3 容 量 約110kL（１基当たり）		
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ （「ヌ(2)(ⅳ)代替電源設備」と兼用） 台 数 2 容 量 約3.0m³/h（１台当たり）	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ （「ヌ(２)(ⅱ)ディーゼル発電機」，「ヌ(２)(ⅳ)代替電源設備」及び「ヌ(３)(ⅳ)補助駆動用燃料設備」と兼用） 台　数　2 容　量　約26m³/h（１台当たり）	【女川】 ・設計の相違（相違理由⑥，⑦，⑩）
	軽油タンク （「ヌ(2)(ⅱ)非常用ディーゼル発電機」及び「ヌ(2)(ⅳ)代替電源設備」と兼用） 基 数 6 （１系列につき３基） 1 （１系列につき１基） 容 量 約110kL（１基当たり） 約170kL	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 （「ヌ(２)(ⅱ)ディーゼル発電機」，「ヌ(２)(ⅳ)代替電源設備」及び「ヌ(３)(ⅳ)補助駆動用燃料設備」と兼用） 基　数　4 容　量　約146m³（１基当たり）	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ガスタービン発電機接続盤 （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 個 数 2 緊急用高圧母線2F系 （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 個 数 2 緊急時対策所軽油タンク 基 数 2（予備1） 容 量 約10kL（1基当たり） 緊急時対策所用高圧母線Ｊ系 個 数 2		【女川】 ・設計の相違(相違理由⑥，⑦，⑩)
緊急時対策所情報収集設備 安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）(3 号及び4 号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式 安全パラメータ伝送システム（３号及び４号炉共用） (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式 ＳＰＤＳ表示装置（３号及び４号炉共用） (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式 安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム及びＳＰＤＳ表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。	安全パラメータ表示システム（SPDS） （「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	安全パラメータ表示システム（SPDS） データ収集計算機 （「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 個 数 一式 ERSS伝送サーバ (「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用) 個 数 一式 データ表示端末 （「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 個 数 一式 データ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	【女川】・設計の相違(相違理由⑪) 女川はサーバ部に該当する「SPDS伝送装置」を「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから，設備分類名(安全パラメータ表示システム)のみの記載としている。 泊はサーバ部に該当する「ERSS伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため，設備分類名(安全パラメータ表示システム（SPDS）)のみではなく，設備内訳を記載している。 【大飯】・記載表現の相違
緊急時衛星通報システム（３号及び４号炉共用） (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式			【大飯】 ・設計の相違(相違理由③)
	無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（３号及び４号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
衛星電話（固定）（３号及び４号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（固定型） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
		衛星電話設備（FAX） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	【大飯】【女川】 ・設備の相違（相違理由⑫）
安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム、ＳＰＤＳ表示装置、衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。			
［可搬型重大事故等対処設備］（比較のため記載箇所移動） 衛星電話（携帯）（３号及び４号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	［可搬型重大事故等対処設備］ 無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	［可搬型重大事故等対処設備］ 無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
衛星電話（可搬）（３号及び４号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(３)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
携行型通話装置（３号及び４号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式			【大飯】・設計の相違（相違理由④）
	（比較のため再掲） 緊急時対策所非常用送風機 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 台　数　1（予備1） 容　量　約1,000m^3/h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン （「チ(１)(iv)換気設備」と兼用） 台　数　緊急時対策所指揮所用　1（予備1） 緊急時対策所待機所用　1（予備1） 容　量　約25m^3/min（1台当たり）	【女川】・記載方針の相違 泊の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン，可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは可搬であるため，この欄に記載している。 【女川】・設計の相違（相違理由①）
	緊急時対策所非常用フィルタ装置 （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 基　数　1（予備1） 容　量　約1,000m^3/h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット （「チ(１)(iv)換気設備」と兼用） 基　数　緊急時対策所指揮所用　1（予備1） 緊急時対策所待機所用　1（予備1） 容　量　約25m^3/min（1基当たり）	【女川】・仕様の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ） （「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用） 本 数 415（予備125） 容 量 約47L（１本当たり）	空気供給装置（空気ボンベ） （「チ（1）(iv)換気設備」と兼用） 本　数　緊急時対策所指揮所用　177（予備163） 緊急時対策所待機所用　177（予備163） 容　量　約47L（１本当たり）	【女川】・設計の相違（相違理由①）
酸素濃度計（３号及び４号炉共用） 個 数 1（予備 2） 二酸化炭素濃度計（３号及び４号炉共用） 個 数 1（予備 2） 一式	酸素濃度計 個 数 １（予備１） 二酸化炭素濃度計 個 数 １（予備１）	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 個　数　緊急時対策所指揮所用　１（予備１） 緊急時対策所待機所用　１（予備１）	【女川】・設計の相違（相違理由①）
（比較のため記載箇所移動） 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び携行型通話装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	【大飯】・設計の相違 兼用する設備の相違 【大飯】 ・設計の相違（相違理由④）
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ （「チ(1)(iii)放射線監視設備」と兼用） 台 数 １（予備１）	緊急時対策所可搬型エリアモニタ （「チ（1）(ii)放射線監視設備」と兼用） 台　数　緊急時対策所指揮所用　１（予備１） 緊急時対策所待機所用　１（予備１）	【女川】・必要台数の相違
	可搬型モニタリングポスト （「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用） 台 数 9（予備２）	可搬型モニタリングポスト （「チ（2）屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用） 台　数　12（予備１）	
電源車（緊急時対策所用）（３号及び４号炉共用） 台 数 2（予備 1） 容 量 約 220kVA（1 台当たり）	電源車（緊急時対策所用） 台 数 １（予備１※） 容 量 約400kVA ※ 電源車（緊急時対策所用）の予備１台を電源車の予備と兼用する。	緊急時対策所用発電機 台　数　４（予備４） 容　量　約270kVA（１台当たり）	【女川】・設計の相違 発電機容量に相違はあるが，緊急時対策所機器の使用容量に対して十分な容量を確保しており，重大事故等対処活動に影響を与えない。
	タンクローリ （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 台 数 ２（予備１） 容 量 約4.0kL（１台当たり）	可搬型タンクローリー （「ヌ（2）(iv)代替電源設備」及び「ヌ（3）(iv)補機駆動用燃料設備」と兼用） 台　数　２（予備２） 容　量　約４kL（１台当たり）	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
（2）安全設計方針 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針について 1.1.7.5 各設備の基本設計方針 (18) 緊急時対策所(重大事故等時) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	【大飯】・記載方針の相違 SA に関する基本方針に関する記載事項であるため，女川と同様に該当なしとする。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
（３）適合性説明 （緊急時対策所）	(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所	(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所	
第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	
【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 ２　緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 ２　緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	バックフィットの有毒ガスの範囲 ２　緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	
適合のための設計方針	適合のための設計方針	適合のための設計方針	
１次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を３号炉及び４号炉中央制御室以外の場所に設置する。	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。	第１項について １次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	【女川】 ・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される設計とする。	緊急時対策所は緊急対策室及び SPDS 室から構成される設計とする。	緊急時対策所は，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成される設計とする。	【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所は建屋内にある複数の部屋で構成されているが，泊は１つの室内に必要な設備等を収容する設計としている。 【柏崎】・記載方針の相違（2−3③の相違）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は５号炉原子炉建屋に設置する設計とする。	緊急時対策所は緊急時対策建屋に設置する設計とする。	緊急時対策所は敷地高さT.P.39mに設置する設計とする。	【女川】・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。	【大飯】・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム及びＳＰＤＳ表示装置を設置する設計とする。	また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として，データ収集装置，SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として，データ収集計算機，ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	
また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内ＴＶ会議システムを設置又は保管する設計とする。	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として，送受話器（ページング）（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，局線加入電話設備，専用電話設備，無線連絡設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として，運転指令設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設），社内テレビ会議システム，加入電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設），専用電話設備，無線連絡設備，移動無線設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	【大飯】・設計の相違（相違理由③④） 【大飯】【女川】 ・記載方針の相違 泊は本文五号（チ．以降）及び添付書類八（３．以降）のうち，共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言），設備一覧等に共用を記載する方針のため。 【女川】・泊発電所３号炉の移動無線設備は，緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。
また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）それぞれに酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。	緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	【大飯・女川】・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違） 【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 第２項について 緊急時対策所は，有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において，有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。	【女川原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 第２項について 緊急時対策所は，有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において，有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。		【女川，柏崎】 ・運用の相違 泊は，東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため，可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。
【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 ２　について 緊急時対策所（EL. 32m）は，有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において，有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。	【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 第２項について 緊急時対策所は，有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において，有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。また，可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。	バックフィットの有毒ガスの範囲 第２項について 緊急時対策所は，有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において，有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。また，可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。	【伊方】 ・記載表現の相違 【伊方】 ・記載表現の相違 （東二実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
1.4 設備等 8.2 換気空調設備 8.2.4 主要設備 (4) 緊急時対策所換気設備 a．重大事故時等 (a)設計方針 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後７日間で 100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 また、緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。 緊急時対策所換気設備の多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については「10.9 緊急時対策所」にて記載する。 (b) 主要設備及び仕様 緊急時対策所換気設備の主要設備及び仕様は、第 8.2.5 表に示す。 第 8.2.5 表 緊急時対策所換気設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様 (1) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（３号及び４号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所 台　数　1（予備 2） 容　量　約 40m^3/min (2) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（３号及び４号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所	1.4 設備等	1.4 設備等	【大飯】・記載方針の相違 本項目は，SA に関する記載であることから女川同様に記載しない。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
型　式　微粒子フィルタ／よう素フィルタ 基　数　1（予備 2） 容　量 約 40m³/min 効　率 単体除去効率 99.97%以上（0.15μm 粒子）／ 95%以上 総合除去効率 99.99%以上（0.7μm 粒子）／99.75%以上 (3) 空気供給装置（３号及び４号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所 型　式　空気ボンベ 本　数　一式 8.3 遮蔽設備 8.3.4 主要設備 (8)緊急時対策所遮蔽（３号及び４号炉共用） 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 緊急時対策所遮蔽の多様性、位置的分散、試験検査については、「10.9 緊急時対策所」にて記載する。			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概 要	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概　要	
１次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を３号炉及び４号炉中央制御室以外として緊急時対策所建屋内に設置する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所として，対策本部と待機場所から構成する５号炉原子炉建屋内緊急時対策所を５号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所として，緊急対策室及び SPDS 室から構成する緊急時対策所を緊急時対策建屋内に設置する。	１次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所として，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する緊急時対策所を敷地高さT.P.39mに設置する。	【女川】 ・記載表現の相違 【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所は建屋内にある複数の部屋で構成されているが，泊は１つの室内に必要な設備等を収容する設計としている。 【柏崎】記載方針の相違（2－3①の相違）
緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	【柏崎】記載方針の相違（2－3①の相違）
また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム及びＳＰＤＳ表示装置を設置する設計とする。	また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として，データ収集装置，SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。	また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として，データ収集計算機，ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。	【大飯】・記載表現の相違 【女川】・記載表現の相違 【大飯】・設計の相違（相違理由③④）
また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内ＴＶ会議システムを設置又は保管する設計とする。 また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として，送受話器（ページング）（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，局線加入電話設備，専用電話設備，無線連絡設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。 緊急時対策所には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として，運転指令設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設），社内テレビ会議システム，加入電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設），専用電話設備，無線連絡設備，移動無線設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	【大飯】【女川】 ・記載方針の相違 泊は本文五号（チ，以降）及び添付書類八（3．以降）のうち，共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言），設備一覧等に共用を記載する方針のため。 【女川】・泊発電所３号炉の移動無線設備は，緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。 【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が５号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする	【女川原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。		【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書（より引用】 緊急時対策所（EL. 32m）は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができる設計とする。	【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	バックフィットの有毒ガスの範囲 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【伊方】 ・設備名称の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は以下のとおりの設計とする。	10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は，以下のとおりの設計とする。	10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は，以下のとおりの設計とする。	
（1）1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。	（1）原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。	(1)　1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。	【女川】 ・記載表現の相違
（2）1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。	（2）原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう，異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。	(2)　1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう，異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。	【女川】 ・記載表現の相違
（3）発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置する設計とする。	（3）発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。	(3)　発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。	
（4）室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。	（4）緊急時対策所内には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	(4)　緊急時対策所内には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 （5）有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【女川原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 （5）有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。		【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）
【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 （5）有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。	【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書（より引用】 （5）有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	バックフィットの有毒ガスの範囲 (5)　有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下しないよう，当該要員が緊急時対策所内にとどまり，事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【伊方】 ・記載方針の相違（東海第二実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要機器仕様を第10.9－1表に示す。	10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要仕様を第10.9.1表に示す。	
10.9.1.3 主要設備 緊急時対策所の主要設備は以下のとおりとする。 （1）緊急時対策所（３号及び４号炉共用） 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。	10.9.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。 （1）緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう，緊急時対策所を設置する。	10.9.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう，緊急時対策所を設置する。	
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 (1) ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（６号及び７号炉共用） ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，５号炉原子炉建屋付属棟内に設け，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるための要員を収容できる設計とする。			【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために，有毒ガス評価ガイドを参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建屋内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては，貯蔵容器全てが損傷し，可動源に対しては，影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し，有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは，運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。	【女川原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために，有毒ガス評価ガイドを参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建屋内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては，貯蔵容器全てが損傷し，可動源に対しては，影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し，有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。		【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違） 【女川，柏崎】 ・運用の相違 泊は，東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため，可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【伊方発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所（EL.32m）は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために，有毒ガス評価ガイドを参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建屋内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては，貯蔵容器すべてが損傷し，有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源に対しては，通信連絡設備による連絡，緊急時対策所換気設備の隔離，防護具の着用等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は，適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。	【東海第二発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために，有毒ガス評価ガイドを参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建屋内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ，評価条件を設定する。 固定源に対しては，貯蔵容器全てが損傷し，有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源に対しては，発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い，有毒ガスの発生による異常を検知した場合は，「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡，緊急時対策所換気設備の隔離，防護具の着用等により当該要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理及び運用管理を適切に実施する。	バックフィットの有毒ガスの範囲 緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために，有毒ガス評価ガイドを参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建屋内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては，貯蔵容器すべてが損傷し，有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 可動源に対しては，発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い，有毒ガスの発生による異常を検知した場合は，「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡，緊急時対策所換気設備の隔離，防護具の着用等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。	【伊方】 ・記載表現の相違 【東海第二，伊方】 ・設備の相違 有毒ガスに係る調査の結果，現時点においては，スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため，スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。 （有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては，可動源を除き女川，柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については，東海第二等と同様の方針とする） 【東二】 ・記載表現の相違 【伊方】 ・記載方針の相違 （通信連絡設備について，東海第二実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
（２）情報収集設備（３号及び４号炉共用） 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム及びＳＰＤＳ表示装置を設置する。	（２）必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	【大飯】・記載表現の相違 【大飯】・記載方針の相違 女川２号炉と泊３号炉は「設備分類名」で記載しており，大飯は，個別の設備名で記載している。名称は泊３号炉と異なるが，機能は同一の設備である。
（３）通信連絡設備（３号及び４号炉共用）（10.13 通信連絡設備） 発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。	（３）通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。	(3) 通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。	
（４）酸素濃度計（３号及び４号炉共用） 室内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計を保管する。 （５）二酸化炭素濃度計（３号及び４号炉共用） 室内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を保管する。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 (4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（６号及び７号炉共用） ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	（４）酸素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度計を保管する。 （５）二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう，二酸化炭素濃度計を保管する。	(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲にあることを把握できるよう，酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	【大飯】【女川】 ・設計の相違 泊の酸素濃度及び二酸化炭素濃度は１つの計器で２種のガス測定ができるものを使用することから，計器は１種類となる。機能に相違はない。 【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
10.9.1.5 主要仕様 緊急時対策所の設備仕様を第10.9.1.1 表に示す。 【柏崎刈羽原子力発電所　設置変更許可申請書より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主要設備については，定期的な試験又は検査を行うことにより，その機能の健全性を確認する。	10.9.1.5 試験検査 緊急時対策所の主要設備については，定期的な試験又は検査を行うことにより，その機能の健全性を確認する。	10.9.1.5 試験検査 緊急時対策所の主要設備については，定期的な試験又は検査を行うことにより，その機能の健全性を確認する。	【大飯】・記載箇所の相違 女川２号炉及び泊３号炉は 10.9.1.3 として記載している。 【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
第 10.9.1.1 表 緊急時対策所の設備仕様	第 10.9−1 表 緊急時対策所の主要機器仕様	第10.9.1表 緊急時対策所の主要仕様	【大飯】 ・記載表現の相違
(1) 緊急時対策所（３号及び４号炉共用） 個　数　一式	(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個　数　一式	(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個　数　一式	
(2) 情報収集設備（３号及び４号炉共用） 設 備 名　安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）（３号及び４号炉共用） 個　数　一式 設 備 名 安全パラメータ伝送システム（３号及び４号炉共用） 個　数　一式 設 備 名 ＳＰＤＳ表示装置（３号及び４号炉共用） 個　数　一式	(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.12−2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。	【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）
(3) 通信連絡設備（３号及び４号炉共用） 設 備 名　電力保安通信用電話設備（３号及び４号炉共用） 個　数　一式 設 備 名　衛星電話（固定）（３号及び４号炉共用） 個　数　一式 設 備 名　衛星電話（携帯）（３号及び４号炉共用） 個　数　一式 設 備 名　衛星電話（可搬）（３号及び４号炉共用） 個　数　一式 設 備 名　無線通話装置（３号及び４号炉共用） 個　数　一式	（比較のため，記載順序を一部入れ替え） (3) 通信連絡設備 b. 電力保安通信用電話設備 第 10.12−1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 c. 衛星電話設備（固定型） 第 10.12−2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 d. 衛星電話設備（携帯型） 第 10.12−3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 f. 無線連絡設備（携帯型） 第 10.12−3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。	(3) 通信連絡設備 a．電力保安通信用電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設） 第 10.12.1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 b．衛星電話設備（固定型） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。 c．衛星電話設備（FAX） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。 d．衛星電話設備（携帯型） 第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様に記載する。 e．無線連絡設備（携帯型） 第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様に記載する。	【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ，以降）及び添付書類八（３．以降）のうち，共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言），設備一覧等に共用を記載する方針のため。 【女川】・設計の相違（相違理由⑫）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	e. 無線連絡設備（固定型） 第 10.12－2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	f. 無線連絡設備（固定型） 第10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。	
設 備 名　運転指令設備（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式	a. 送受話器（ページング）（警報装置を含む。） 第 10.12－1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	g. 運転指令設備（警報装置を含む。） 第 10.12.1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	
設 備 名　社内ＴＶ会議システム（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式	h. 社内テレビ会議システム 第 10.12－1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	h. 社内テレビ会議システム 第 10.12.1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	
設 備 名　加入電話（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式	i. 局線加入電話設備 第 10.12－1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 j. 専用電話設備 第 10.12－1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	i. 加入電話設備（１号，２号及び３号炉共用，一部既設） 第 10.12.1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 j. 専用電話設備 第 10.12.1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ．以降）及び添付書類八（３．以降）のうち，共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言），設備一覧等に共用を記載する方針のため。
設 備 名　統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式	g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP 電話及び IP-FAX） 第 10.12－2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	k. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP 電話及び IP-FAX） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。	
設 備 名　緊急時衛星通報システム（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式			【大飯】 ・設計の相違（差異理由③）
設 備 名　携行型通話装置（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式			【大飯】 ・設計の相違（差異理由④）
設 備 名　加入ファクシミリ（３号及び４号炉共用） 個　　数　一式			【大飯】・記載表現の相違 女川，泊においては加入電話設備の中にファクシミリも含む

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(4) 酸素濃度計（３号及び４号炉共用） 個　　数 1（予備 2） 測定範囲 0～25% (5) 二酸化炭素濃度計（３号及び４号炉共用） 個　　数 1（予備 2） 測定範囲 0～1%	(4) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・酸素濃度計（重大事故等時） 個　　数 1（予備１） 測定範囲 0～100% (5) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・二酸化炭素濃度計（重大事故等時） 個　　数 1（予備１） 測定範囲 0.04～5.0%	(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個　　数 緊急時対策所指揮所用１（予備１） 緊急時対策所待機所用１（予備１） 測定範囲 ０～25.0vol%（酸素濃度） ０～5.00vol%（二酸化炭素濃度）	【大飯】【女川】 ・設計の相違 緊急時対策所指揮所と待機所のそれぞれに保管するため個数に相違がある。 【大飯】【女川】 ・設備仕様の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定範囲に相違があるが，酸素濃度は19%以上，二酸化炭素濃度は１%以下であることを確認するため，測定範囲内であり問題ない。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
10.9.1.4 手順等 緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を定期的に実施する。		10.9.1.6 手順等 緊急時対策所に要求される機能を維持するため，保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。また，当該保守管理に関する教育を実施する。	【大飯】・表題番号の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	2. 緊急時対策所について 緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。 緊急時対策所は，関係要員を収容することで原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。 また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として，データ収集装置，SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置することで，異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。 緊急時対策所には，発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備（電力保安通信用電話設備，衛星電話設備，無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等）を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所には，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することで，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。	2. 緊急時対策所について 緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで，一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。 緊急時対策所は，関係要員を収容することで一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。 また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として，データ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置することで，異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。 緊急時対策所には，発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備（電力保安通信用電話設備，衛星電話設備，無線連絡設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等）を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所には，酸素濃度・二酸化炭素計を保管することで，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。	【女川】・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所　第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】 2.1 設置場所及び収容人数 (1) ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（６号及び７号炉共用） ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，５号炉原子炉建屋内に設け，緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽，換気について考慮した設計とする。	2.1 緊急時対策所 緊急時対策所は，発電所の状況把握，異常等の対処等適切な措置をとるため，中央制御室以外の場所に設置するとともに，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員を収容できる設計とする。 また，緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽，換気について考慮した設計とする。	2.1 緊急時対策所 緊急時対策所は，発電所の状況把握，異常等の対処等適切な措置をとるため，中央制御室以外の場所に設置するとともに，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員を収容できる設計とする。 また，緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽，換気について考慮した設計とする。	【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
【柏崎刈羽原子力発電所　第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】 2.2 プラントの状態を把握するための設備 (1) ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所（６号及び７号炉共用） ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確かつ速やかに把握するため，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	2.2 必要な情報を把握できる設備 緊急時対策所には，中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確，かつ速やかに把握するため，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	2.2 必要な情報を把握できる設備 緊急時対策所には，中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確，かつ速やかに把握するため，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違）
【柏崎刈羽原子力発電所　第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう，炉心反応度の状態，炉心冷却の状態，格納容器の状態，放射能隔離の状態，非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握，並びに使用済み燃料プールの状態及び環境情報の把握が可能な設計とする。	緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう，炉心反応度の状態，炉心冷却の状態，原子炉格納容器内の状態，放射能隔離の状態，非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握，使用済燃料プールの状態，環境情報の把握，水素爆発による原子炉格納容器の破損防止並びに水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても，安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できる設計とする。	緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことができるよう，炉心反応度の状態，炉心冷却の状態，原子炉格納容器内の状態，放射能隔離の状態，非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握，使用済燃料ピットの状態，環境情報の把握，水素爆発による原子炉格納容器の破損防止及び水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても，安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できる設計とする。	【柏崎】・記載方針の相違（2−3①の相違） 【女川】・記載表現の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	2.3 通信連絡設備 発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように，多様性を確保した通信連絡設備として，送受話器（ページング）（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，無線連絡設備及び衛星電話設備を設置又は保管する。 また，発電所外の必要箇所とは，多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備として，電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，局線加入電話設備，専用電話設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により，連絡が可能な設計とする。	2.3 通信連絡設備 発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように，多様性を確保した通信連絡設備として，運転指令設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，無線連絡設備，移動無線設備及び衛星電話設備を設置又は保管する。 また，発電所外の必要箇所とは，多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備として，電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，加入電話設備，専用電話設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により，連絡が可能な設計とする。	【女川】・泊発電所３号炉の移動無線設備は，緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。
【柏崎刈羽原子力発電所　第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】 2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 ５号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう，酸素濃度及び二酸化炭素濃度計を保管する。	2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 緊急時対策所には，室内の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度が把握できるよう，酸素濃度及び二酸化炭素濃度計を保管する。	2.4 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所には，室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう，酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	【柏崎】・記載方針の相違（2－3①の相違）
	3. 別添 別添１ 緊急時対策所について（被ばく評価除く）	別添１ 泊発電所３号炉 緊急時対策所（補足説明資料）	【女川】 ・資料名称の相違
	別添２ 運用，手順説明資料 緊急時対策所	3. 運用，手順説明資料 別添２ 泊発電所３号炉 運用，手順説明資料 緊急時対策所	